

解除の事由と解約金等条項規制について

～ 消費者契約法・民法の検討からの問題提起

慶応義塾大学法学部教授

丸山 絵美子

1 序

- 消費者契約における、取消料条項、解約金条項等
→ 消費者契約法9条1号（「平均的な損害の額」）の問題、条項の性質によっては、同法10条の問題

Q. 自己都合ではない、不測の事態等におけるキャンセル問題について、自己都合の場合と別異に考える必要はあるのかないのか、あるとしてもどのような事態を別異に考える必要があるのか？

第一に、消費者契約法9条1号の考慮要因

第二に、不測の事態等とデフォルト民法規範

第三に、消費者契約・消費者の特性の考慮した規範？

2 消費者契約法9条1号：平均的な損害額の算定に影響する要因

2.1. 条文・逐条解説

- 消費者契約法9条1号の条文：「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分」に応じ・・・
- 逐条解説(277頁) 「消費者側の解除の事由という要素により事業者に生ずべき損害の額が異なることは、一般的には考え難い」

2.2. 「解除の事由」について一裁判例

東京地判平成14・3・5金判1152号36頁（パーティー予約キャンセル事件）

「問題となるのは、消費者契約法9条1号にいうところの『平均的な損害』の意義であるが、これについては、当該消費者契約の当事者たる個々の事業者に生じる損害の額について、契約の類型ごとに合理的な算出根拠に基づき算定された平均値であり、解除の事由、時期の他、当該契約の特殊性、逸失利益・準備費用・利益率等損害の内容、契約の代替可能性・変更ないし転用可能性等の損害の生じる蓋然性等の事情に照らし、判断するのが相当である。」

「本件予約の解約はYの自己都合であること」という事実にも一要素として言及したうえで、民訴法248条によって予約料金の3割を平均的な損害と認定。

東京地判平成23・11・17判時2150号49頁（ラグビークラブ宿泊キャンセル事件）

[事案の概要]大学のラグビーチームXが、合宿のため、Yが経営する旅館での宿泊を予約。宿泊予定者の一部が、新型インフルエンザの罹患したことを理由に、宿泊前日にその予約を取り消し、Yの求めに応じて取消料を支払った後、不当利得返還請求。旅行手配会社を通じての予約。Yのホームページでは、前日取消の場合、宿泊料金全額を取消料として徴収する旨が記載。原審はXの請求を棄却。Xが控訴。①手配会社の契約書には取消料の金額について明記がないことから取消料支払い合意は成立してないこと、②旅行手引書では「お客様の都合」により取消には取消料がかかることが記載されていることから、Xは支払合意の不成立、自己都合ではないので、支払義務はないこと、③全額の徴収は9条1号の平均的な損害額を超えること、を主張した。

[判旨の概要] ①については、旅行引受書に記載されていた取消料条項が予約の内容となっており、YのHPに記載された額での取消料の合意がなされているとした。②については、まず、「お客様の都合」とは、旅行者に帰責事由がある場合に限定する趣旨ではなく、宿泊施設側の事情や天災地変等によることなく、旅行者側の事情によって取り消した場合を広く含むものと解されるという条項解釈をしたうえで、部員の一部が新型インフルエンザに罹患し、発症する部員が更に増加するおそれがあったことが認められるが、これらは専らX側の事情であり、Xの「都合」によるものというべきである。また、Xは、新型インフルエンザに感染すると生命に対する危険が高いため、感染者の旅行自粛が求められていたことから、Xに取消料の支払義務を負わせるのは公平の原則及び信義則に反する等と主張するが、新型インフルエンザが他の病気と比較して致死率が特に高いものとは認められず、新型インフルエンザの感染者等について、法令上外出が禁止されていた等の事情は存しないことからすると、Xの主張は採用できない。そのうえで、③について、光熱費や仕入れ取消により免れる2日目以降の食費等を控除した額が平均的な損害の額となるとして、96万7774円中、7万3152円の限度での返還を命じた。

2.3. 「解除の事由」について－学説

(a)9条1号の平均的な損害の額は、消費者に責めに帰すべき事由のある場合の損害賠償請求の範囲（416条）について、定型化したものと理解する立場。消費者の責めに帰すべき事由がない事態に対しても置かれている解約金等条項は、帰責事由がないというだけでは、条項に基づく支払を免れない場合には、消費者契約法10条の審査に服する。

(b)9条1号は、解除に伴って事業者が消費者から金銭を徴収する場合の一般条項的な規制規範となっており、例えば、双方に責めに帰すべき事由のない履行不能の事態や、消費者に過失がない受領困難な事態において、解除される場合についても、解約金等の徴収が予定されている場合には、平均的な損害の額を基準に、解約金等条項に介入を予定する規範と捉える立場。

→ いずれにしても、不測の事態等におけるキャンセルにかかわる、デフォルトとすべき法規範が出発点となる。

3 不測の事態等におけるキャンセルとデフォルト民法規範

3.1. 不能と反対債務

3.1.1. 一般規定

1) 双方無責の給付不能

412条の2、536条1項

2) 債権者の責めに帰すべき事由による給付不能

536条2項、413条の2第2項

3.1.2. 役務提供型契約における割合報酬規定

1) 双方無責

624条の2・634条・648条3項

2) 債権者の責めに帰すべき事由による給付不能

3.1.1.2)と同じ。

Q.役務提供型契約における債権者の責めに帰さない受領遅滞は1)or2)?

Q.履行不能概念に包摂される事態の範囲

3.2. 不測の事態等と損害賠償不要の解除権

やむを得ない事由があつて、過失がない場合、損害賠償を要せず解除できる？
(628条、651条2項ただし書、663条2項、678条2項)

やむを得ない事由：契約の継続が社会通念上著しく不当又は不公平となる事実
(重大な契約違反、事情の変化：事情変更の原則と類似するが、疾病・経営困難など主観的事実も含む?) 一般化するとしても継続的債権関係。

3.3. 事情変更の原則

①契約成立時の基礎事情の変更、②事情変更が当事者の予見したもの、又は予見できたものではないこと、③事情変更が当事者の責めに帰することができない事由によって生じたこと、④当事者を拘束することが信義則上著しく不当と認められること。 Cf) 契約改訂、再交渉義務

4 消費者契約における大量性・消費者特性の考慮

・参考) 不確実性の均衡論

直接的には、継続的役務提供契約について、呈示された視点。

債務内容や履行に伴う不確実性について、不均衡が著しい場合に、これを考慮要因として法的介入を図るという発想。受給者側の事情でも、取引全体で発生するリスクを計算し、商品・価格を設計できるのは事業者。

→ 多数の顧客を相手とする事業者は一定の範囲でリスクを回避ないし計算に入れる可能性を有する。

→ 消費者は自分の側の事情であっても、リスク回避策はとり難い。

→ 民法規範では、帰責性がリスク・損害を負担させる一つの重要な要因とはされている。

- 解除事由による区別のあり方
 - 1) 区分しない
 - 2) 天災事変等・事業者側の領域／消費者側の領域
 - 3) 天災事変等・消費者に帰責性なし／消費者に帰責性あり